

事件名 : 6 み情個審第 1 号 行政文書不存在決定処分審査請求事件
実施機関 : みやま市長 (総務課人事係)

令和 7 年 2 月 2 0 日

答 申 書

第 1 審査会の結論

実施機関が、「2024 年 7 月 30 日以降の、職員に対する処分書」の情報開示請求に対し行った不存在決定処分は、妥当である。

したがって、本件行政文書不存在決定処分審査請求事件の審査請求については、棄却されるべきである。

第 2 審査請求の経緯

1. 審査請求人は、みやま市情報公開条例 (以下「条例」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し「2024 年 7 月 30 日以降の、職員に対する処分書」についての開示請求 (以下「本件開示請求」という。) の書面を令和 6 年 8 月 22 日付で作成・郵送し、当該開示請求書は令和 6 年 9 月 2 日に到達した。
2. 実施機関は、本件開示請求に対し、「2024 年 7 月 30 日以降に職員に対する処分を行っておらず、当該請求文書が存在しない」ことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、行政文書不存在決定処分 (以下「本件処分」という。) を行い、令和 6 年 9 月 10 日付で審査請求人に通知した。
3. 審査請求人は、実施機関の処分を不服として、本件処分の取り消しを求める審査請求書を令和 6 年 11 月 18 日付で作成・郵送し、当該請求書は令和 6 年 11 月 19 日に到達した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1. 審査請求の趣旨

行政文書不存在決定通知書について、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2. 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論書及び令和 7 年 1 月 20 日の口頭意見陳述において、次のように主張した。

- (1) 本件処分について、実施機関はその理由を 6 み総人第 318 号文書で、「調

査確認の結果、そのような事実はございませんでした」のためとしているが、当該理由にはいくつか不可解な点が見受けられる。

(2) 当該ゲームはスマホに直接インストールして動作する類のものではなく、実際には SNS 上で動作するゲームである。返信された電子メールに記載されている「SNS ゲームのインストールは行っておらず、勤務時間中にアクセスして遊戯しておらず」の表現も不適切で、インストールとアクセスはまるで意味が異なる語句である。以上の点を理解していない人間が正しく当該スマホを確認できたとは思えない。

(3) 伝言板に対するハードコピーにある通り、書き込んだ人間は自身でみやま市職員を名乗っている。書き込んだ人間は①審査請求人に誹謗中傷をしているとする市職員、②その他の市職員、③全くの第三者のいずれかだが、いずれの場合にせよ、みやま市部設置条例第 2 条第 1 号に基づき、総務部がきちんと確認する必要があると言える。もっとも、証拠書類等を確認すると、審査請求人の主張が真実であるのは明白である。

(4) 以上から 6 み総人第 3 1 8 号文書にある、被申立人のスマホを確認した、のくだりは偽りである。ゆえに 6 み総人第 3 5 3 号文書も虚偽の公文書となる。刑事訴訟法第 2 3 9 条第 2 項から、みやま市長が「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」又は「みやま市部設置条例」等に基づき、総務課は事実を確認せねばならない。

(5) 反論書最後尾のみやま市職員云々のくだりは、審査請求人が明らかな物証を以て主張しているのに関わらず、実施機関は、プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律等を使わずに黙殺を決め込んでいるが、それでは事態は解決せず、これは公務員の犯罪抑止義務を定めた刑事訴訟法第 2 3 9 条第 2 項に反し不適切である。

(6) 本来と異なる本件処分により、審査請求人は、刑法 2 3 1 条に依り訴追する権利を侵害されている。

第 4 実施機関の主張要旨

1. 主張の趣旨

審査請求の棄却を求める。

2. 実施機関の主張

実施機関は、弁明書及び令和 7 年 1 月 2 0 日の口頭意見陳述において、次のように主張した。

(1) 審査請求対象の本件処分では、みやま市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定

に基づく本件開示請求で求められた「2024年7月30日以降の、職員に対する処分書」が、当該期間において「職員に対する処分を行っておらず、当該請求文書が存在しないため」に不存在としたものである。

(2) 審査請求人は本件審査請求の趣旨において「『1 記載の処分を取り消す』との採決（ママ）を求める。」と述べているが、不存在の処分を取り消すことは当該事実が存在しないため不可能である。

(3) 審査請求人は本件審査請求の理由において、別の通知「上申書に関する回答について」（6み総人第318号文書）における、本市の取扱いについて記述がなされているが、その内容は、本審査請求の対象ではない。

第5 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1. 当審査会の権限

行政文書の不存在決定については、条例第11条第2項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

実施機関は、条例第7条の定める不開示事由に該当する情報を除き、行政文書を開示しなければならないが、不存在決定は、行政文書を保有していないときに決定される処分であり、不開示決定に対する審査請求がなされた場合の当審査会の審査権限が問題となる。

当審査会は、情報公開制度が条例に基づき適正に実施されているか否か、つまり、行政文書が存在し、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものについて、その開示・不開示の判断が妥当であるか否かを判断する機関である。もっとも、行政文書の不存在決定も、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」に該当し、不開示決定となり、「開示決定等（条例第12条第1項）」の1つとして、審査請求の対象となる。それゆえ、不存在決定も当審査会の審査対象となるが、それは、開示請求対象にあたる行政文書が存在するにもかかわらず存在しないと判断した場合（解釈上不存在の問題）や、開示請求文書が過去に存在していたにもかかわらず現存しない場合や当初から存在していない場合（物理的不存在の問題）など、不存在をめぐる状況にもさまざまな場合がありうるので、当審査会に判断させることによって、不存在決定の客観的

な適正を担保したものということができる。したがって、当審査会もその限りで審査権限を有するが、そもそも、みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年みやま市条例第2号）第2条に定める事項についてのみ権限を有するのであり、対象行政文書が不存在の場合に、特定の文書を作成又は取得すべきかどうか等について審査をする権限は有せず、また、そもそも情報公開・個人情報保護とは関係のない事項について判断する権限は有しない。以上のことを踏まえて、以下判断する。

2. 本件対象行政文書の保有の有無について

本件の争点は、本件開示請求に関して、対象行政文書を実施機関が保有しているかどうかの点に尽きるので、その点について判断する。

本件開示請求にある「処分書」の文言については、当審査会は、いわゆる地方公務員法における懲戒処分に関する書面であると判断し、当該処分書については、市において定めた様式により懲戒処分を受ける職員に発せられる書面をさすものと思料する。

審査請求人が開示請求を行った「2024年7月30日以降の、職員に対する処分書」については、弁明書及び口頭陳述において、実施機関は、「2024年7月30日以降に職員に対する処分は行われていない」と述べており、少なくとも2024年7月30日から9月10日までの間に、地方公務員法上の懲戒処分による「処分書」を作成することはなかったものということができる。したがって、当該行政文書が存在しないと決定した実施機関の決定には不合理な点は認められない。

3. 審査請求人の主張について

不存在決定に係る当審査会の審査権限は前述したとおりであるが、審査請求人のその他の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、その主張の当否に関する調査、審議及び判断は当審査会の審査権限に含まれないものであるから、その主張については、審査会はその当否につき言及しない。

第6 結論

以上により、本件開示請求を不存在とした本件処分は妥当であるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査の経緯

年　　月　　日	処理内容
令和6年11月26日	実施機関から審査会へ諮問
令和6年12月10日	実施機関から弁明書の提出
令和6年12月17日	審査請求人から反論書の提出
令和7年1月20日	実施機関、審査請求人より意見聴取、審議